

令和7年度東根市住民税非課税世帯等に対する福祉お米購入費助成事業
お米券給付申請書【家計急変世帯分】

東根市長 あて

東根市
受付印ウラ面の【誓約・同意事項】をすべて確認し、チェックしました。
すべての内容に誓約・同意のうえ、申請します。

1 申請者（世帯主）

（ふりがな） 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号 - -

2 申請者が属する世帯の状況

※令和8年1月1日時点の世帯のすべての構成員について記載

○令和7年1月1日時点の住所が東根市にない人は、令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する、住民税課税状況を証明できる書類を添付してください（該当者全員の分）。添付がない場合、お米券を給付することができません。

	（ふりがな） 氏名	世帯主との 続柄	生年月日	令和7年1月1日時点の住所 （現住所と異なる場合記入）	R7.1以降 家計急変があ った人に○
1	申請者（世帯主）	本人			
2			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
3			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
4			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
5			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		

3 代理人が手続きする場合

※代理人が手続きする場合は、以下に記入してください。

（ふりがな） 代理人氏名	代理人 生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	世帯主との 関係	
代理人住所	代理人 電話番号			
上記の者を代理人と認め、令和7年度東根市住民税非課税世帯等 に対する福祉お米購入費助成事業お米券（家計急変世帯分）給付 の申請・受給を委任します。			世帯主 （委任者）	署名（又は記名押印） 印

※基準日に世帯主と同一の世帯に属する者や法定代理人等が、代理人として申請・受給が可能です。

（ウラ面に続く）

4 【誓約・同意事項】

※すべての項目を確認し、 にチェック (✓) してください。

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和7年度東根市住民税非課税世帯等に対する福祉お米購入費助成事業お米券（家計急変世帯分）（以下「お米券（家計急変世帯分）」という。）の給付要件（※）に該当します。
※ お米券（家計急変世帯分）の給付対象となるには、世帯の全員が、令和7年度住民税が非課税水準相当であることが必要です。
- ② お米券（家計急変世帯分）は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し給付するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が給付されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないに関わらず、給付申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、10年以下の拘禁刑に処されることがあります。以上のことを理解しています。
- ③ お米券（家計急変世帯分）の給付要件の該当性等の審査等をするため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ お米券（家計急変世帯分）は、汚損、紛失等いかなる理由があっても再交付しないことに同意します。
- ⑥ 市が給付決定をした後、別に定める期限までに、申請者（代理人）からお米券（家計急変世帯分）の受け取りが行われなかった場合は、お米券（家計急変世帯分）が給付されないことに同意します。
- ⑦ お米券（家計急変世帯分）の給付後、この申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付要件に該当しないことが判明した場合には、お米券（家計急変世帯分）及び既に変更したお米券相当分の金額を返還します。

5 添付書類

※この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

- 『簡易な収入（所得）見込額の申立書』（別紙）
※ 必要事項をご記入ください。
- 『任意の連続した3か月の収入の状況を確認できる書類の写し（コピー）』
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『申請者（代理人）の本人確認書類の写し（コピー）』
※ マイナンバーカード（オモテ面）、運転免許証、資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなど。いずれか1点。代理人が手続きする場合は、申請者分のほか代理人分も必要です。
- 令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和7年度住民税課税状況を証明できる書類の写し（コピー）』
※ 令和7年1月1日時点の住所が東根市にない人全員分
- 『代理人の世帯主との関係を証明できる書類の写し（コピー）』
※ 戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類など。代理人と世帯主が同一世帯の場合や、申請者（世帯主）からの委任（3の委任欄に署名又は記名押印）があれば不要。
- その他
※ 配偶者等からの暴力を理由に住所を移せない人が申請する場合など、特段の事情がある場合は、別途書類が必要ですので、市役所 福祉課 福祉相談係（TEL42-1111(内線2145)）にお問い合わせください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや提出書類の不備はありませんか。（チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません）

本申立ての内容に相違ありません。

令和8年

月

日

申請者氏名